

法改正に伴い、以下の通りテキストを改正させていただきます

P135 上から 5 行目 ×3000 万円→○4000 万円

P135 上から 6 行目 ×4500 万円→○6000 万円

P135 下から 3 行目 ×三千万円→○四千万円

P135 下から 1 行目 ×四千五百万円→○六千万円

・55ページ 上部枠

×貯湯湯沸器⇒○加圧装置

×0.3MPa⇒○最大吐出圧力の静水圧

×Oリング等⇒○パッキン

・55ページノートおよび143ページ第1条第1項

下記記述に一式差し替え

(耐圧に関する基準)

第一条 給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。一 給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給

水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

二 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具（次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ当該加圧装置を内蔵するものであること。

ロ減圧弁が設置されているものであること。

ハ ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。

ニ当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。

三 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路（次に掲げる要件を満たすものに限る。）については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。

ロ当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。

四パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第一号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により二〇キロパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

### 耐圧性能基準

- 給水装置は、**1.75MPa×1分間**で異常を生じないこと。
- 貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器**の下流側の給水用具は**0.3MPa×1分間**で異常を生じないこと
- Oリング**等を水圧で圧縮することにより水密性を確保するものは、**併せて20kPa×1分間**で異常を生じないこと。

#### ワンポイント

最終止水機構の流出側は  
高水圧がかからないので  
適用除外

給水管及び給水用具の性能基準の解説にて、下記、解説されています。

#### (耐圧に関する基準)

1 給水装置(最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。)は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

(1) 給水装置(貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具を除く。)は、厚生大臣が定める耐圧に関する試験(以下「耐圧性能試験」という。)により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

(2) 貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具((3)に規定する部分を除

く。)は、耐圧性能試験により0.3メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

(3) 前号の給水用具のうち一缶二水路型貯湯湯沸器(1つの熱交換器を浴槽内の水等の加熱及び給湯に兼用する構造の貯湯湯沸器をいう。)は、その浴槽内の水等の加熱用の水路(熱交換器内のものに限る。)の部分については、接合箇所(溶接によるものを除く。)を有せず、耐圧性能試験により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

(4) Oリング等を水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、(1)～(3)に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により20キロパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

### 過去問題